

10-1 申請内容に変更が生じた場合に必要書類一覧

【職場介助者助成金、手話通訳・要約筆記等担当者助成金】

変更事項	助成金名				必要な手続		添付する書類
	職場介助者 (配置)	職場介助者 (委嘱)	手話通訳・要約筆記等担当者 (配置)	手話通訳・要約筆記等担当者 (委嘱)	助成金事業・支援計画変更承認 申請書(様式第551号) (変更する前日までに提出)	助成金事業支援・計画変更届 (様式第552号) (変更後の支給請求時または 不実施届提出時に提出)	
1 事業主名、代表者、事業主所在地、事業所名又は事業所所在地	●	●	●	●	-	●	<input type="checkbox"/> 登記簿謄本(写)等、当該変更が確認できるもの ※事業主ホームページ等で確認できる場合はその写し
2 助成金の振込先	(●)	(●)	(●)	(●)	-	(●)	支給請求書に助成金振込金融機関名等をご記入ください。
3 支給対象障害者の労働時間の変更 (雇用契約の変更)	●	●	●	●	-	●	<input type="checkbox"/> 雇用契約書(写)
4 職場介助者の変更(契約内容の変更を含む)	●	●	-	-	-	●	(配置の場合) <input type="checkbox"/> 雇用契約書(写)、労働条件通知書(写)等 (契約内容の変更の場合は、原則、以下の書類は不要) <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写) <input type="checkbox"/> 賃金台帳(写) 直近1カ月分 <input type="checkbox"/> 出勤簿(写)、タイムカード(写)等 直近1カ月分 (委嘱の場合) <input type="checkbox"/> 委嘱契約書(写)
5 配置・委嘱内容の変更 情報通信機器を介して行う介助に変更する場合を含みます	●	●	●	●	●	-	<input type="checkbox"/> 事業計画書(2)(助添付様式第72号) (手話通訳・要約筆記等担当者で新たに異なる種類の担当者を委嘱する場合) <input type="checkbox"/> 手話通訳等の資格を証する身分証等(写) <input type="checkbox"/> 委嘱契約書(写)
6 手話通訳・要約筆記等担当者の変更	-	-	●	●	配置●	委嘱●	<input type="checkbox"/> 手話通訳等の資格を証する身分証等(写) <input type="checkbox"/> 新たに委嘱契約を結んだ場合、委嘱契約書(写)
7 支給対象障害者の追加	-	-	●	●	●	-	<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写) <input type="checkbox"/> 障害者手帳(写)等 <input type="checkbox"/> 雇用契約書(写)、労働条件通知書(写)等 <input type="checkbox"/> 賃金台帳(写) 直近1カ月分 <input type="checkbox"/> 出勤簿(写)、タイムカード(写)等 直近1カ月分
8 支給対象障害者の減少	-	-	●	●	-	●	<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(写)
9 事業主の合併もしくは統廃合または事業の譲渡等	●	●	●	●	※随時	-	<input type="checkbox"/> 当該変更が確認できる登記簿謄本(写)等

【留意事項】

(注釈1) 表に記載のない変更内容に関する手続きや提出書類については、お問い合わせください。

(注釈2) 審査の必要に応じて、表に記載している以外の書類の提出を求める場合があります。

10-2 申請内容に変更が生じた場合に必要書類一覧

【職場支援員助成金、職場復帰支援助成金】

変更事項	必要な手続		添付する書類
	助成金事業支援・計画変更承認申請書（様式第551号）	助成金事業支援・計画変更届（様式第552号）	
1 事業主名、代表者、事業主所在地、事業所名又は事業所所在地		●	登記簿謄本（写）等、当該変更が確認できるもの ※事業主ホームページ等で確認できる場合はその写し
2 助成金振込先の変更		(●)	支給請求書に助成金振込希望金融機関名等をご記入ください。
3 支給対象障害者の雇用契約の変更（労働時間の変更を除きます。）		●	該当障害者の雇用契約書（写）
4 職場支援員の勤務形態の変更（委嘱等に係る契約内容の変更等を含みます。）		●	新たな勤務形態を証する書類（写）
5 支給対象障害者の減少		(●)	・支給対象障害者が離職する場合は雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写） ・離職以外で支給対象障害者を除外する場合は変更届にその理由を記入し、提出してください。
6 職場支援員の変更	●		・助添付様式第 81 号 ・その他の添付書類については 57 ページの 8 の（3）のイを参照
7 支給対象障害者の変更（別の認定で支援を受けている支給対象障害者を支給期間の途中で移動させて追加する場合）		●	・助添付様式第 82 号 ・その他の添付書類については 58 ページの 8 の（3）のロを参照 ・記入例については 119 ページを参照
8 支給対象障害者の変更（新たな事由により支援を開始する支給対象障害者の追加）	●		・助添付様式第 82 号 ・その他の添付書類については 58 ページの 8 の（3）のロを参照 ・記入例については 120 ページを参照
9 職場支援員または支給対象障害者の労働時間の変更	●		新たな労働時間がわかる労働条件通知書（写）等の書類
10 認定に係る措置の内容の変更	●		・職場復帰支援助成金における時間的配慮等措置として短縮していた労働時間を医師の意見書の指示を上回る時間に増やす場合は、時間を増やすことに係る医師の許可が確認できる書類（意見書・診断書） ・記入例については 121 ページを参照
	●		職場支援員の配置又は委嘱助成金における対象障害者への遠隔支援又は遠隔面談の措置を追加する場合 ① 配置の場合 a 遠隔支援体制（設備、雇用管理の方法、業務管理の方法）等がわかる資料 b 支給対象障害者に適用される在宅勤務制度が定められていることがわかる就業規則、雇用契約書、労働条件通知書等の書類 ② 委嘱の場合 a 遠隔で面談を行うことがわかる資料 b 支給対象障害者の就業場所が自宅のみであることが定められた雇用契約書、労働条件通知書等援体制がわかる資料
11 事業主の合併もしくは統廃合または事業の譲渡等	※随時	-	当該変更が確認できる登記簿謄本（写）等

【留意事項】

- (注釈 1) 表に記載のない変更内容に関する手続きや提出書類については、お問い合わせください。
(注釈 2) 審査の必要に応じて、表に記載している以外の書類の提出を求める場合があります。

11 申請内容に変更が生じた場合の記入方法・記入上の注意

- ① 職場支援員の配置または委嘱における、支給対象障害者の変更（別の認定で支援を受けている支給対象障害者を支給期間の途中で移動させて追加する場合）（10-2 変更事項の7）

様式第552号

助成金事業・支援計画変更届

2025年1月15日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

受理年月日(障害者助成部)	受理年月日

下記のとおり変更したので届け出ます。

事業主	名称	株式会社JEBD		
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 幕張 花子		
事業所	事業所名	株式会社JEBD 東京営業所		
提出代行者 事務代理者 代理人	<input type="checkbox"/> 提出代行者 <input type="checkbox"/> 事務代理者 <input type="checkbox"/> 代理人			
	住所	〒 ()	職名	
			氏名	
	事務所名		電話番号	
助成金名	職場支援員の配置助成金			
認定番号	1216-506-〇〇	認定年月日	2024年12月15日	
変更に係る申請の計画確認番号(※1)		変更に係る申請の計画確認年月日(※1)		

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
1 事業主名 事業主所在地			年 月 日
2 事業所名 事業所所在地			年 月 日
3 代表者			年 月 日
4 支給対象施設・ 支援計画措置等に 関する変更事項			年 月 日
5 雇用契約 (労働時間、業務 内容等)の変更			年 月 日
6 助成金振込先			年 月 日
7 その他	支給対象障害者 花見川 三郎	支給対象障害者 ・花見川 三郎 ・稲毛 京子	2025年1月1日
8 変更理由	認定番号1216-506-△△の職場支援員の異動によって1216-506-△△の支給対象障害者 稲毛 京子(支援計画期間:2024年8月1日~2026年7月31日)を支援する者がなくなったため、稲毛 京子を2025年1月1日より1216-506-〇〇の職場支援員 千葉 次郎の支給対象障害者として支援を開始する。		

確認事項	重度障害者等住宅の貸借助成金又は駐車場の貸借助成金の場合で賃貸借契約相手を変更するときのみ以下をチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 賃貸借契約の相手方は、申請事業主の関係者等ではない (※2)関係者等に該当するかについては(裏面)を参照ください。
------	--

※支部受理番号	
---------	--

② 職場支援員の配置または委嘱における、支給対象障害者の変更（新たな事由により支援を開始する支給対象障害者の追加）（10-2 変更事項の8）

様式第551号

助成金事業・支援計画変更承認申請書

2025年1月20日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

受理年月日(障害者助成部)	受理年月日

下記のとおり変更したいので申請します。

事業主	名称	株式会社JEED		
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 幕張 花子		
事業所	事業所名	株式会社JEED 東京営業所		
提出代行者 事務代理者 代理人	<input type="checkbox"/> 提出代行者 <input type="checkbox"/> 事務代理者 <input type="checkbox"/> 代理人			
	住所	〒 (-)	職名	
			氏名	
	事務所名		電話番号	
助成金名	職場支援員の配置助成金			
認定番号	1216-506-〇〇	認定年月日	2024年12月15日	
認定決定額	円	変更年月日	2025年3月1日	

変更する事項	対象障害者の追加		
認定時・支給時(前回支給決定時)の概要	変更後の概要		
職場支援員 千葉 次郎 支給対象障害者 ・花見川 三郎 (支援計画期間: 2024年12月1日~2026年11月30日) ・稲毛 京子 (支援計画期間: 2024年8月1日~2026年7月31日)	職場支援員 千葉 次郎 支給対象障害者 ・花見川 三郎 (支援計画期間: 2024年12月1日~2026年11月30日) ・稲毛 京子 (支援計画期間: 2025年1月1日~2026年7月31日) ・緑 月子 (支援計画期間: 2025年3月1日~2028年2月29日)		
変更理由 2025年3月1日付けで新たに雇い入れる緑月子について、千葉 次郎の職場支援員として配置し、支給対象障害者の職場定着を図るため。	※支給対象障害者を追加・削除した場合の、変更後の支援計画期間(職場支援員の配置・委嘱助成金(中高年齢等措置を含む)) 2024年12月1日 ~ 2028年2月29日		
	支援計画期間が最も早い日付	支援計画期間が最も遅い日付	

※ 支部受理番号	
----------	--

申請内容に変更が生じた場合の記入方法・記入上の注意

- ③ 職場復帰支援助成金における、認定に係る措置の内容の変更（時間的配慮等措置として短縮していた労働時間を医師の意見書の指示を上回る時間に増やす場合）
 (10-2) 変更事項の 10)

様式第551号

助成金事業・支援計画変更承認申請書

2025年4月20日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

受理年月日(障害者助成部)	受理年月日

下記のとおり変更したいので申請します。

事業主	名 称	株式会社JEED		
	代表者の 役職及び氏名	代表取締役社長 幕張 花子		
事業所	事業所名	株式会社JEED 東京営業所		
提出代行者 事務代理人 代理人	<input type="checkbox"/> 提出代行者 <input type="checkbox"/> 事務代理人 <input type="checkbox"/> 代理人			
	住所	〒 (-)	職名	
			氏名	
	事務所名		電話番号	
助 成 金 名	職場復帰支援助成金			
認定・支給決定番号	1215-506-〇〇	認定・支給決定年月日	2024年10月25日	
認定・支給決定額	円	変 更 年 月 日	2025年5月1日	

変 更 す る 事 項	支給対象障害者の勤務時間の変更		
認定時・支給時(前回支給決定時)の概要	変 更 後 の 概 要		
勤務曜日：月・火・木・金 週4日 勤務時間：10：00～17：00 1日6時間	勤務曜日：月・火・木・金 週4日 勤務時間：9：00～17：00 1日7時間		
※支給対象障害者を追加・削除した場合の、変更後の支援計画期間 (職場支援員の配置・委嘱助成金(中高年齢等措置を含む))			
年 月 日 ~ 年 月 日			
変 更 理 由 支給対象障害者の体調が良くなったため、医師と相談のうえ、医師の意見書のもと1日の勤務時間を6時間から7時間に増やすため。			
時間的配慮等措置で減らしていた労働時間を増やす場合、事業主負担で医師の意見書を再度取得し、医師の意見書に従って労働時間を増やすことができます。ただし、労働時間を増やしたことにより、休職前の労働時間に戻った場合は、時間短縮の措置が終了したと判断し、当該措置については戻った日以降は助成金の対象となりません。			
※ 文部省受領番号			

JEEDお問い合わせ先

JEEDの助成金等に関する申請手続き等については、JEED都道府県支部高齢・障害者業務課
(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)にお問い合わせください。

名称	所在地	電話番号
北海道支部 高齢・障害者業務課	〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1-4-1北海道職業能力開発促進センター内	011-622-3351
青森支部 高齢・障害者業務課	〒030-0822 青森市中央3-20-2 青森職業能力開発促進センター内	017-721-2125
岩手支部 高齢・障害者業務課	〒020-0024 盛岡市菜園1-12-18 菜園センタービル3階	019-654-2081
宮城支部 高齢・障害者業務課	〒985-8550 多賀城市明月2-2-1 宮城職業能力開発促進センター内	022-361-6288
秋田支部 高齢・障害者業務課	〒010-0101 潟上市天王字上北野4-143 秋田職業能力開発促進センター内	018-872-1801
山形支部 高齢・障害者業務課	〒990-2161 山形市漆山1954 山形職業能力開発促進センター内	023-674-9567
福島支部 高齢・障害者業務課	〒960-8054 福島市三河北町7-14 福島職業能力開発促進センター内	024-526-1510
茨城支部 高齢・障害者業務課	〒310-0803 水戸市城南1-4-7 第5 プリンスビル5階	029-300-1215
栃木支部 高齢・障害者業務課	〒320-0072 宇都宮市若草1-4-23 栃木職業能力開発促進センター内	028-650-6226
群馬支部 高齢・障害者業務課	〒379-2154 前橋市天川大島町130-1 ハローワーク前橋3階	027-287-1511
埼玉支部 高齢・障害者業務課	〒336-0931 さいたま市緑区原山2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター内	048-813-1112
千葉支部 高齢・障害者業務課	〒263-0004 千葉市稲毛区六方町274千葉職業能力開発促進センター内	043-304-7730
東京支部 高齢・障害者窓口サービス課	〒130-0022 墨田区江東橋2-19-12 ハローワーク墨田5階	03-5638-2284
神奈川支部 高齢・障害者業務課	〒241-0824 横浜市旭区南希望が丘78 関東職業能力開発促進センター内	045-360-6010
新潟支部 高齢・障害者業務課	〒951-8061 新潟市中央区西堀通6-866 NEXT21ビル12階	025-226-6011
富山支部 高齢・障害者業務課	〒933-0982 高岡市八ヶ55 富山職業能力開発促進センター内	0766-26-1881
石川支部 高齢・障害者業務課	〒920-0352 金沢市観音堂町へ-1 石川職業能力開発促進センター内	076-267-6001
福井支部 高齢・障害者業務課	〒915-0853 越前市行松町25-10 福井職業能力開発促進センター内	0778-23-1021
山梨支部 高齢・障害者業務課	〒400-0854 甲府市中小河原町403-1 山梨職業能力開発促進センター内	055-242-3723
長野支部 高齢・障害者業務課	〒381-0043 長野市吉田4-25-12 長野職業能力開発促進センター内	026-258-6001
岐阜支部 高齢・障害者業務課	〒500-8842 岐阜市金町5-25 G-front II 7階	058-265-5823
静岡支部 高齢・障害者業務課	〒422-8033 静岡市駿河区登呂3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内	054-280-3622
愛知支部 高齢・障害者業務課	〒460-0003 名古屋市中区錦1-10-1 MI テラス名古屋伏見4階	052-218-3385
三重支部 高齢・障害者業務課	〒514-0002 津市島崎町327-1	059-213-9255
滋賀支部 高齢・障害者業務課	〒520-0856 大津市光が丘町3-13 滋賀職業能力開発促進センター内	077-537-1214
京都支部 高齢・障害者業務課	〒617-0843 長岡京市友岡1-2-1 京都職業能力開発促進センター内	075-951-7481
大阪支部 高齢・障害者窓口サービス課	〒566-0022 摂津市三島1-2-1 関西職業能力開発促進センター内	06-7664-0722
兵庫支部 高齢・障害者業務課	〒661-0045 尼崎市武庫豊町3-1-50 兵庫職業能力開発促進センター内	06-6431-8201
奈良支部 高齢・障害者業務課	〒634-0033 橿原市城殿町433 奈良職業能力開発促進センター内	0744-22-5232
和歌山支部 高齢・障害者業務課	〒640-8483 和歌山市園部1276 番地 和歌山職業能力開発促進センター内	073-462-6900
鳥取支部 高齢・障害者業務課	〒689-1112 鳥取市若葉台南7-1-11 鳥取職業能力開発促進センター内	0857-52-8803
島根支部 高齢・障害者業務課	〒690-0001 松江市東朝日町267 島根職業能力開発促進センター内	0852-60-1677
岡山支部 高齢・障害者業務課	〒700-0951 岡山市北区田中580 岡山職業能力開発促進センター内	086-241-0166
広島支部 高齢・障害者業務課	〒730-0825 広島市中区光南5-2-65 広島職業能力開発促進センター内	082-545-7150
山口支部 高齢・障害者業務課	〒753-0861 山口市矢原1284-1 山口職業能力開発促進センター内	083-995-2050
徳島支部 高齢・障害者業務課	〒770-0823 徳島市出来島本町1-5	088-611-2388
香川支部 高齢・障害者業務課	〒761-8063 高松市花ノ宮町2-4-3 香川職業能力開発促進センター内	087-814-3791
愛媛支部 高齢・障害者業務課	〒791-8044 松山市西垣生町2184 愛媛職業能力開発促進センター内	089-905-6780
高知支部 高齢・障害者業務課	〒781-8010 高知市棧橋通4-15-68 高知職業能力開発促進センター内	088-837-1160
福岡支部 高齢・障害者業務課	〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階	092-718-1310
佐賀支部 高齢・障害者業務課	〒849-0911 佐賀市兵庫町若宮1042-2 佐賀職業能力開発促進センター内	0952-37-9117
長崎支部 高齢・障害者業務課	〒854-0062 諫早市小船越町1113 番地 長崎職業能力開発促進センター内	0957-35-4721
熊本支部 高齢・障害者業務課	〒861-1102 合志市須屋2505-3 熊本職業能力開発促進センター内	096-249-1888
大分支部 高齢・障害者業務課	〒870-0131 大分市皆春1483-1 大分職業能力開発促進センター内	097-522-7255
宮崎支部 高齢・障害者業務課	〒880-0916 宮崎市大字恒久4241 番地 宮崎職業能力開発促進センター内	0985-51-1556
鹿児島支部 高齢・障害者業務課	〒890-0068 鹿児島市東郡元町14-3 鹿児島職業能力開発促進センター内	099-813-0132
沖縄支部 高齢・障害者業務課	〒900-0006 那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	098-941-3301